

令和4年第11回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年11月25日 開会

令和4年11月25日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和4年第11回教育委員会定例会

令和4年11月25日（金）
午後 4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第47号 令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和4年11月分）について
報告第48号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）について
報告第49号 教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について
- 5 議案審議
議案第17号 新十津川町農村環境改善センターの指定管理者の選定について
議案第18号 新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人
高 桑 祥 代

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-----------|---------|
| 事務局長 | 鎌 田 章 宏 |
| 主幹 | 横 山 芳 徳 |
| 学校教育グループ長 | 石 井 秀 紀 |

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和4年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、荒山、高桑両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎横山主幹

それでは、お手元に配布しております行事報告について、主な行事について説明申し上げます。対象期間につきましては、10月28日から本日11月25日までとなっております。

10月28日、町民文化祭が開催されております。展示部門は28日から30日まで改善センターで2年ぶり、芸能部門につきましては29日にゆめりあで3年ぶりに開催し、展示部門には401人、芸能部門には352人の鑑賞がございました。11月7日でございます。11月7日から9日までの日程で、母村親善訪問職員研修団が十津川村に派遣され、教育長が研修団の顧問、社会教育グループの川田主事が研修団員として参加しております。研修団員は、十津川村未訪問の職員で構成されており、母村の歴史を学び職員との交流を深め帰町しております。11月15日でございます。雨竜町のバレーボール少年団、雨竜暑寒ブレーズが第20回北海道スポーツ少年団バレーボール交流大会への出場が決まり、所属する本町の小学生川下胡桃さん、小玉陽葵さん、高桑爽さんの3名が教育長を訪問し、出場報告をされております。また、同日、ゆめりあ生甲斐ホールにおきまして、文化協会主催「知れば知るほど面白い！民謡コンサート」が開催され、112人の聴衆が集まりました。手拍子による出演者との掛け合いも交えながら、和楽器の演奏と民謡を楽しまれました。11月22日、今年もJAピンネの青年部新十津川支部から特別栽培米ふっくりんこ160kgの寄贈の申し出があり、ゆめりあにて贈呈式を行いました。寄贈されたお米については、12月6日と12月8日の給食において児童生徒の皆さんに提供される予定となっております。行事報告には記載しておりませんが、11月7日に新小5年生と十津川第一小学校児童、11月15日に新中と十津川中のオンラインによる交流会が開催されております。小学生につきましては、第2回の交流会も予定されております。以上、

行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第47号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年11月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校327人、中学校151人、合わせて478人の在籍でございます。特別支援についても異動はございませんでした。以上、報告第47号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第47号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第47号は報告のとおり了承することで異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第47号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和4年11月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第48号令和4年度新十津川町一般会計補正予算(第8号)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして、6ページ、7ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち教育委員会所管事業の補正がございます。内容は7ページの説明欄となります。3番、総合健康福祉センター管理運営事務、既定予算55,722,000円、補正額9,625,000円の増額、所要見込み65,347,000円でございます。補正内容につきましては、10節需用費の修繕料9,625,000円でございます。ゆめりあの設備機器等に不具合が生じており、維持管理、貸館業務等に支障をきたしているため、早急に交換を要するため修繕するものでございます。1つ目は、ゆめりあ3階機械室と1階事務所の中央監視盤をつないでいる動力盤入出力モジュールに老朽化による不具合が生じており、1階事務所内の中央監視盤で空調設備の遠方操作及び機器類の異常警報が受信できない状態であるため、動力盤入出力

モジュール交換修繕に5,775,000円。2つ目として、動力盤入出力モジュール不具合の原因に電磁接触器の老朽化による過電流が疑われるため、3階及びホール側空調室動力盤内の電磁接触器の交換を行う修繕、2,585,000円。3つ目は、ゆめりあホール側空調機のモーター軸受から異音が発生しているため、故障による長期間暖房停止に備え予防整備を行う修繕として1,265,000円、合わせて9,625,000円でございます。なお、この補正予算につきましては、10月28日の町議会第9回臨時会に提出をし、議決をいただいております。また、修繕業務につきましては、11月4日に受注業者と契約を締結し、部品等の調達及び修繕実施に向けて進めておりますことを申し添えます。以上、報告第48号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第48号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第48号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第48号令和4年度新十津川町一般会計補正予算(第8号)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第49号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書の9ページをお開き願います。内容は、別冊で令和3年度教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告書のとおりといたしまして、そちらの1ページをお開き願います。まずこの報告の趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行って、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表をするものでございます。2の点検評価の対象から4の点検評価結果の構成の説明につきましては、記載のとおりでございます。例年と同様の内容でございますので割愛をいたします。2ページ、3ページをお開き願います。こちらは、教育委員会の開催状況及び教育委員の活動状況を記載しております。4ページ、5ページをお開き願います。点検評価の結果について説明をいたします。まず政策の目標につきましては、学校教育と社会教育の2つに分けて掲げてございます。学校教育につきましては、「学校教育環境の充実」、「学校給食の充実」という2つの施策について事業を展開しております。1つ目の施策「学校教育環境の充実」では、標準学力検査による検査結果が前年度の点数を上回る科目の割合は、目標値100%に対し達成値は85.7%となっております。小学3年生から中学3年生の7学年中、国語が5学年、算数、数学は全学年で前年度を上回っております。今後の取組としましては、新学習指導要領に基づく思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てるため、学習支援サポート、学力向上推進講師の活用や長期休業中のやまびこの継続やICTを活用した学習内容の充実など

を図るものとしております。2つ目の施策「学校給食の充実」では、新鮮で安全、安心な町の農産物により学校給食の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用し、正しい食習慣の指導など、食育の推進に努めることとし、学校給食における生鮮野菜の町内産使用割合の目標値50%に対し達成値が52.7%と上回っております。今後の取組といたしましては、引き続き町内生産者と連携をし、地場産食材の使用率向上に努め、温かくおいしいバリエーションに富んだ学校給食を提供し、食育の推進を図り、調理設備機器の計画的な更新を図ってまいります。6ページ、7ページをお開き願います。続いて、社会教育につきましては、「社会教育活動の推進」「青少年健全育成の充実」「読書活動の促進」「文化活動の促進」「スポーツ活動の促進」の5つの施策について事業を展開しております。1つ目の施策「社会教育活動の推進」では、体験学習事業、社会教育関連の参加率が、目標値75.0%に対し達成値が65.0%となっております。本年度中に策定をいたします第8期社会教育実施計画の目標実現に向けて事業を企画立案するとともに、敵期、適時の事業開催など、事業の質の向上を今後図ってまいります。2つ目の施策「青少年健全育成の充実」では、青少年の健全育成に対する満足度について、目標値が80.0%に対し達成値が73.0%となっております。子どもの見守り活動など、学校、地域、行政が一体的に連携を図れるよう、青少年健全育成町民会議の活動を中心とした各種の取組の支援を進めるとともに、子ども会の現状の把握と体制の見直しを行い、活動の活性化につなげ、会員の増加支援に努めてまいります。3つ目の施策「読書活動の促進」では、1人当たりの貸出冊数について、目標値6.5冊に対し達成値が3.4冊となっております。絵本ふれあい事業や読み聞かせ事業を充実させ、幼児期からの読書活動の醸成を図り、子どもから高齢者まで幅広くPRするため、町広報誌や図書館だよりを活用するとともに、施設を活用した事業の展開により、新規の図書館利用者の増加を図ることとしております。4つ目の施策「文化活動の促進」では、文化事業に対する住民アンケートの満足度について、目標値80.0%に対し達成値は67.0%となっております。

各文化団体は、新規会員や担い手の不足により低迷傾向にあるため、新規加入促進、活動の支援や担い手の育成が必要であることなどが課題でありますので、優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供をし、文化活動の支援を継続してまいります。5つ目の施策「スポーツ活動の促進」では、スポーツ大会、体験等の参加率につきましては、目標値75.0%に対し達成値83.0%と上回っております。スポーツ協会等と連携をして手軽にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供し、一人一運動の推進や少年団活動、部活動の地域移行に向け、関係機関等と連携を図ってまいります。なお、10ページの後ろには別添資料1としまして、教育委員会の定例会・臨時会議案及び報告を整理して記載しております。また、その資料4ページの後ろに別添資料2ということで、令和3年度事務事業評価一覧表、こちらは教育委員会、字が小さくて申し訳ありませんが、教育委員会所管の事業ごとの事業内容、成果指標、決算額、評価、今後の方向性をまとめた表でございます。後ほどお目通しいただければと思います。以上、報告第49号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第49号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

はい。それでは、報告第49号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

はい。異議なしと認めます。したがって、報告第49号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第17号新十津川町農村環境改善センターの指定管理者の選定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書11ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づく新十津川町農村環境改善センターの指定管理者の指定に係る、指定管理者の候補者の選定について承認を求めるものでございます。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称は、所在地、樺戸郡新十津川町字中央306番地3、名称は、新十津川町農村環境改善センター。2 指定管理者の候補者となる団体の住所、名称及び代表者は、住所、樺戸郡新十津川町字中央306番地3、名称、社会福祉法人、新十津川町社会福祉協議会、代表者、会長、佐川純。3 指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。指定管理者選定に係る経過につきましては、10月28日を締切として公募を行いました。結果、1事業者の応募がありまして、これを受けて10名の委員からなる指定管理者選定委員会を開催いたしております。第1回目は、11月1日に申請内容について団体の運営方法、方針や、別紙となりますが17号別紙をお配りしております。

そちらにも同じ内容が載っております。参考にお目通しください。第1回目は、11月1日に申請内容について団体の運営方法、方針や管理運営計画が適切か、費用面での問題はないかなどの視点から審議を行っております。第2回目は、11月14日に指定管理者候補者の審議と選定を行ったところでございます。選定委員会の判定結果につきましては、そちらのとおりでございますが、選定委員会の意見としまして、申請者を指定管理者の候補者とする可とする。候補者決定に至った理由につきましては、申請者は地域福祉の担い手であり、地域住民との関係性も高く、施設を活用したコミュニティやボランティア活動の推進が期待できる。更に認知症カフェやふれあい横丁など福祉活動の拠点として施設を有効活用することも評価できる。また、施設に拠点を置く事業者であり、効率的な施設管理と運営が期待できるとし選定をしております。指定管理料につきましては、募集要項に定めた指定管理料の単年度の基準額、資料には載っていないのですけれども、税込14,178,000円に、利用料収入額、賃金水準、燃料単価及び光熱水費を勘案し、町と指定管理者とが協議の上、会計年度ごとに指定管理料を決定するものとしております。今後のスケジュールにつきましては、12月の町議会定例会で指定管理者の決定に係る議決を経て、12月下旬に指定管理者決定の告示及び候補者への決定通知が行われ、令和5年3月に指定管理者との協定の締結、令和5年4月から指定管理者による

管理運営開始となるものでございます。以上、議案第17号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第17号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第17号新十津川町農村環境改善センターの指定管理者の選定については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第18号新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について事務局より説明願ひます。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書13ページをお開き願ひます。提案理由を申し上げます。新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、この規則の一部及び様式の改正について議決を求めるものでございます。条例の一部改正につきましては、第8回教育委員会定例会におきまして、新十津川町そっち岳スキー場のリフト使用料の還付に関する条文の追加及び所要の改正を行うため、当教育委員会にて原案に同意し、町議会第3回定例会に提出され議決をいただいております。今回の規則の改正の内容につきましては、14ページから16ページの新旧対照表も併せてご覧ください。まず第8条中の「スキー場を利用する者(以下「利用者」という。)」を「利用者」に改め、第2号の次に第3号として「所定の場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。」の文言を追加し、第8条を第10条といたします。また、第9条に損害の届出に関する規程の条文を加えまして、第7条に使用料の還付に関する規程の条文を加えるものでございます。なお、別記様式につきましては、関係分の改正でございます。なお、リフト使用料の還付ということでございますけれども、第8回教育委員会定例会の際に条例一部改正の部分で説明をさせていただきましたが、基本、リフト使用料の還付はしませんが、新型コロナウイルス感染拡大による休場やリフトの故障等による休場する場合もあり得ますので、万一、長期間の休場、休場があった場合に還付することができるように条例のほうに規程を追加したものでございます。なお、長期間休場日数等の基準につきましては、30日以上を基準として考えております。これは、過去3年間で令和3年度、コロナによる休場が28日間、2年度は大雪による休場が3日間、令和元年度はコロナによる休場が23日間ありましたので、その際にはこれまで還付しておりませんでしたので、

それらを勘案し30日以上と基準を、基準として考えているものでございます。以上、議案第18号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第18号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第18号新十津川町そっち岳スキー場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。なお、そっち岳につきましては、今年の町づくり懇談会で利用者から休日の利用、駐車場が冬場は狭いということがあり、それでスキー場を過ぎた所の雑木が中央部分にあったものを抜根いたしまして、20台程度駐車場を広くしたり、町づくり懇談会で要望があり、トイレが冬期間使用する場合に冷たいということで、暖房の便座に熱線を入れ暖房の機能を付けたということで、その対応が終わっているということも関連で報告させていただきます。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

はい、ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和4年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時55分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員